

食品を取り扱う営業

R6年 静岡市保健所 食品衛生課

A 許可営業 32業種

調理業 飲食店営業

製造業 菓子・食肉製品・水産製品・豆腐・麺類・そうざい・冷凍食品・漬物・密封包装食品・小分け業など

販売業 食肉・魚介類

許可が必要

- 食品衛生責任者の設置
- 手数料 **あり**
- 施設基準 **あり**
- 許可期限 **あり**

B 届出営業 (R3年新設) A、C以外の営業

- 乳類販売業
- 魚介類販売業 (包装品)
- 食肉販売業 (包装品)
- 弁当販売業
- 野菜果物販売業
- コーヒー製造・加工業
- 農産保存食料品製造・加工業
- 製茶業
- 集団給食 (直営) など

届出が必要

- 食品衛生責任者の設置
- 手数料 **なし**
- 施設基準 **なし**
- 期限 **なし**

C 届出対象外 公衆衛生への影響が 少ない営業

- 食品又は添加物の輸入業
- 貯蔵又は運搬業 (冷凍又は冷蔵業を除く。)
- 長期常温保存食品販売業 (インスタント麺やペットボトル入り飲料の販売など) など

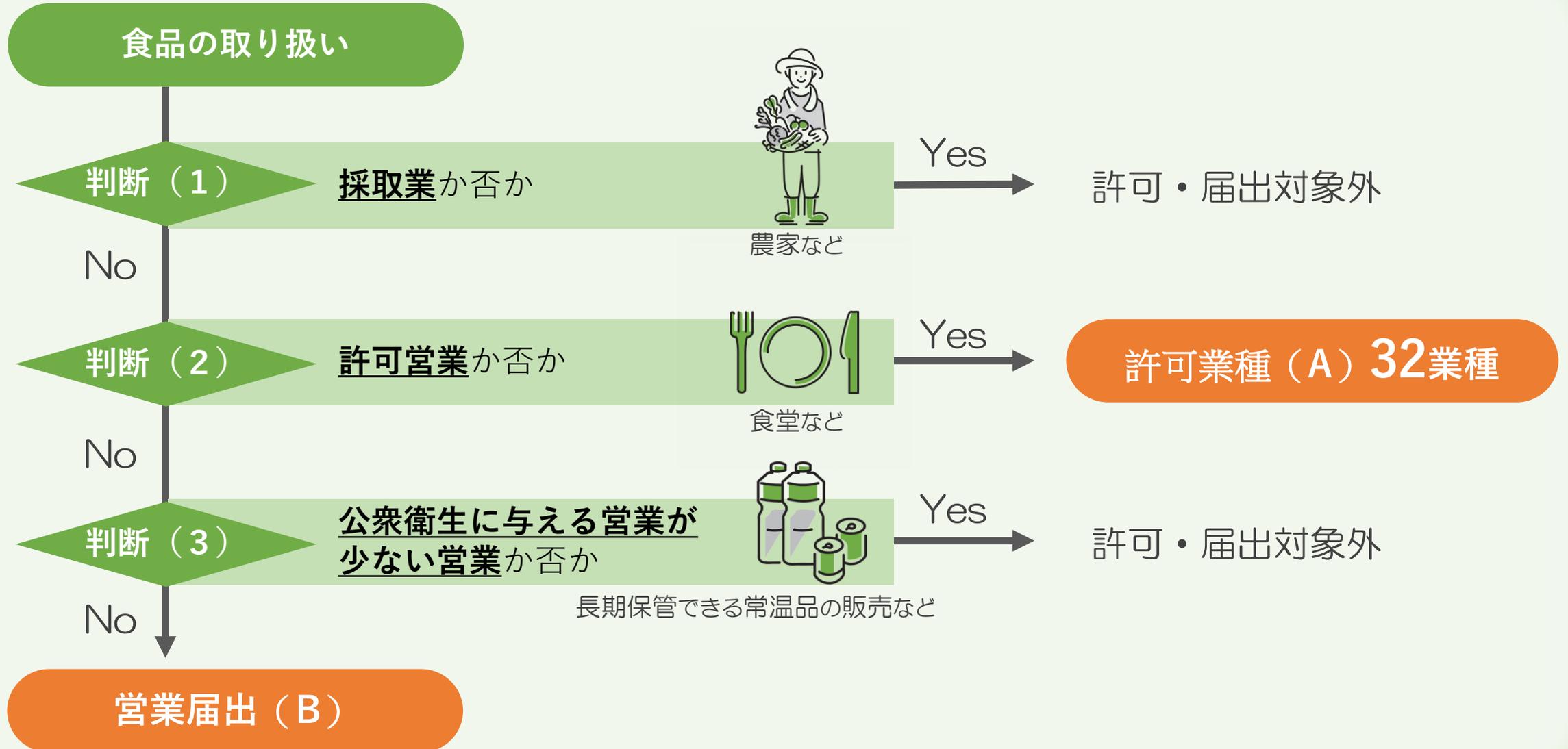
手続き不要

高い

公衆衛生への影響

低い

フローチャート（営業届出の要否の判断）



固定店舗と露店・キッチンカー



固定店舗

キッチンカー

露店営業

屋外との区画

あり

あり

簡易テント

給廃水設備

上下水道に直結

貯水タンク

貯水タンク

衛生上、必要な
設備・許可

営業形態の特殊性（移動性・短期又は臨時的）から、
例外的に認められた設備・許可

特定の場所で営業する場合は、
固定店舗の許可を取得する。

場所を固定して営業することはできない。